年金部会の検討事項に対する連合の考え方

I. 被用者保険の適用拡大について

- ○雇用形態、勤務先の企業規模や業種によって社会保険(厚生年金保険・健康保険などの被用者保険)の適用の有無が変わる現行制度は不合理である。すべての雇用労働者への社会保険の適用に向けて、短時間労働者が適用となる企業規模要件を速やかに撤廃する。また、個人事業所に係る非適用業種を撤廃するとともに、5人未満の個人事業所にも適用する。
- ○なお、適用拡大を進めるにあたっては、中小企業や個人事業主の負担軽減のための 方策を政府として検討すべきであるとともに、労務費を含む価格転嫁を推進すべき である。
- ○制度の誤解による就業調整を防ぐための正しい制度内容の周知や、社会保険の加入 による給付の充実など、現場労使の理解促進に向けた取り組みを強化する。
- ○短時間労働者が適用となる労働時間・賃金要件については、当面の間、労働時間要件(週 20 時間以上)または年収要件(給与所得控除の最低保障額(55 万円)以上)のいずれかに該当すれば適用となる基準に改める。そのうえで、雇用保険の適用拡大を踏まえ、労働時間要件の引き下げに向けた議論を進める。社会保険の適用による手取り減少の補填など、いわゆる「年収の壁」の解消を一義的な目的とした、「年収の壁・支援強化パッケージ」といった方策については、課題の根本的解決に至らない弥縫策である。
- 〇単一事業所では要件を満たさず、複数事業所の合計で労働時間等の要件を満たす労働者に社会保険を適用するため、労働時間等を正確に把握する仕組みを構築する。
- ○いわゆるフリーランスやギグワーカーを含め、雇用契約によらず「曖昧な雇用」で働く人であっても、労働者性が認められ、加入要件を満たした場合には確実に社会保険を適用する。

Ⅱ. 高齢期の就労と年金受給のあり方について

- ○老齢年金の支給開始年齢について、65歳への引き上げの途上にあること、現行制度 を前提に老後の生活を設計している世代への影響が大きいことなどから、さらなる 引き上げは行わない。
- ○現行の 40 年の保険料納付に対する給付水準を維持することを前提とし、保険料拠 出期間を延長する。延長期間を含め、納付期間すべてにかかる基礎年金の給付に国 庫負担をつける。
- ○在職老齢年金について、「厚生年金保険の適用要件を満たさず加入していない人や 賃金以外の収入がある人との公平性を確保するため、事業所得、家賃、配当・利子 など、総収入をベースに、年金額を調整する制度」や「働きながら年金を受給する 人の支給停止分を部分繰り下げ扱いとし、一定の増額率を乗じた額を退職時に受給 できる制度」などに見直す。また、2020年の年金法改正による影響や就業抑制効果 を分析し、明確なエビデンスを示した上で現行制度の将来的な廃止も検討する。
- ○高所得者に対する年金課税については、総収入(賃金、事業所得、家賃、配当・利 子等)にもとづくあり方を検討する。

Ⅲ. 基礎年金の給付水準の引き上げについて

- ○基礎年金の財政基盤を強化し、将来的な所得代替率を引き上げる。資産課税の強化、 消費税の引き上げを含めた税制改革、高所得者に対する国庫負担分のクローバック 方式の導入などにより財源を確保する。基礎年金の国庫負担割合を段階的に引き上 げ、基礎年金をマクロ経済スライドの対象から外す。
- ○基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライド調整期間の一致については、社会保険の適用拡大や保険料拠出期間の延長を優先に取り組み、試算結果にもとづいて慎重に検討する。障害厚生年金受給者、一定期間年金水準が低下する可能性がある受給者への影響、厚生年金の独自給付の今後の改正による基礎年金への影響などについて丁寧に検証するとともに、拠出者の納得性と合理性を追求する。

Ⅳ. 第3号被保険者制度について

- ○「働き方などに中立的な社会保険制度(全被用者への被用者保険の完全適用、第3号被保険者制度廃止)に対する連合の考え方」にもとづき、将来的に廃止する。
- ○当面は、各要件の見直し・撤廃による短時間労働者などへの社会保険の適用拡大と ともに、被扶養者の年収要件を 130 万円未満から給与所得控除の最低保障額 (55 万円) 未満に変更することにより、対象者を縮小する。
- ○第3号被保険者やその世帯の生活実態、高齢単身女性に多い貧困の状況を分析する とともに、健康保険の被扶養のあり方についても今後検討する。

V. 障害年金制度・遺族年金制度について

- ○雇用形態や勤務先に関わらず、障がいのある労働者が障害年金と就労収入により生活が保障される仕組みを構築する。障害基礎年金の支給について、障害厚生年金と同じ「厚生年金保険法施行令別表第1」の3級からとし、給付水準を引き上げる。
- ○障害認定審査の客観性と透明性を高め、障がいのある人が確実に年金を受給できるようにするとともに、障害認定に関する地域差の解消をめざす。無年金障がい者が 生じないよう、特別障害給付金制度の対象者を拡大する。
- ○遺族厚生年金について、男性のみに設けられた年齢制限を撤廃する。
- ○家族類型や働き方・ライフスタイルなどの多様化に照らし、支給対象・期間・水準 など遺族年金のあり方を検討する。
- ○遺族年金受給者の生計維持要件「年収 850 万円未満の水準」について、物価や賃金 などを踏まえて見直すとともに、一定水準以上の収入から段階的に年金額を調整す る仕組みに見直す。
- ○転職の増加や働き方の多様化を踏まえ、失業中も障害年金や遺族年金などの受給権 に結びつく納付要件を確保する。

VI. 標準報酬月額について

○厚生年金保険と健康保険で下限・上限が異なる標準報酬月額の等級について、厚生年金保険の適用拡大により、基礎年金に加えて報酬比例部分を受給できる短時間労働者が増えることを踏まえ、最低賃金や健康保険の基準を念頭に下限(8.8 万円)を引き下げる。また、健康保険よりも低くなっている厚生年金保険の上限(65 万円)について、公的年金制度が持つ世代内の再分配効果(基礎年金の存在により、現役時代よりも年金受給時の所得格差が縮小する機能)を強化するため、年金額の格差

に留意しつつ、引き上げを検討する。

VII. その他

- ○将来の給付水準の確保をはかるため、年金受給者などへの影響を検証した上で、厚 生年金のマクロ経済スライドの名目下限措置を撤廃する。
- ○年金生活者支援給付金の確実な支給を行うとともに、低所得者加算など福祉的給付 を充実させる。
- ○社会保険の適用拡大により、厚生年金保険適用事業所や短時間労働者が適用となる 事業所が増加することを踏まえ、日本年金機構には、適用されるべき労働者が確実 に適用されるよう、事業所調査などの取り組みや人員体制の強化を求める。

以上